

平成19年4月4日

都道府県介護保険担当主管課（室）
市区町村介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局計画課
振興課
老人保健課

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」等の公布について

介護保険行政の推進につきましては、日頃より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

3月29日に開催されました第42回社会保障審議会介護給付費分科会において、介護老人福祉施設における重度化対応加算等の経過措置の延長についての諮問及び諮問を了承する旨の報告が取りまとめられ、社会保障審議会より答申が出されたことを踏まえ、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」等が平成19年3月30日に公布され、同年4月1日より適用されることとなりましたのでお知らせいたします。（別紙参照）

参考として、介護給付費分科会資料の該当部分を添付いたします。

照会先
厚生労働省老健局計画課
企画法令係
TEL 03-5253-1111(内線3929)

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

〔省 令〕

日 次

- 地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の三第二項及び第三項の規定により総務大臣が定める率を定める件(同一九一)
- 地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の四第二項の規定により総務大臣が定める率を定める件(同一九二)
- 地方税法第七百一条の三十四第三項第二十五号に規定する電気通信事業を営む者を指定する件の一部を改正する件(同一九三)
- 地方税法施行令附則第十六条の二の十二第三項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する者及びこれに類する者として総務省令で定める要件に該当する者を指定する件の一部を改正する件(同一九四)
- 刑事施設等の中に設けられた病院等を検査する場合に立ち会わせる者を指定する告示の一部を改正する件(同一九五)
- 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第一百四十二条第一項の規定による労役場及び監置場を附置する刑事施設の指定に関する件の一部を改正する件(同一九六)
- 日本国に帰化を許可する件(同一九七)
- アフガニスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同一九八)
- 平成十八年度の初日から平成十九年二月二十八日までの豚肉等並びに生きてる豚及び豚肉等の輸入数量を告示(同一九九)
- 平成十八年度の初日から平成十九年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示(同一一〇)
- 平成十八年度の初日から平成十九年二月二十八日までの豚肉等並びに生きてる豚及び豚肉等の輸入数量を告示(同一一〇)
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(厚生労働六一)

〔規 則〕

- 公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則(公正取引委一)
- 告 示
- 社債等登録機関を指定する件(金融庁・法務四)
- 地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件(総務一九〇)

- 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令(法務一四)
- 不動産登記規則の一部を改正する省令(同一五)
- 外務省組織規則の一部を改正する省令(外務四)
- へき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令(文部科学四)
- 自衛隊法施行規則の一部を改正する省令(防衛二)
- 防衛省職員の留学費用の償還に関する省令の一部を改正する省令(同一三)
- 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第一百四十二条第一項の規定による労役場及び監置場を附置する刑事施設の指定に関する件の一部を改正する件(同一三八)
- 日本国に帰化を許可する件(同一三九)

- ネパール国営テレビ番組ソフト整備計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件(同一九二)
- コンゴ民主共和国における「コンゴ民主共和国東部の帰還民に対する再統合支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件(同一九三)
- 食糧援助に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同一九四)
- コンゴ民主共和国におけるコミュニティ参加を通じた子供のための環境整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件(同一九五)
- 技術協力に関する日本国政府とアルバニア共和国政府との間の協定の署名に関する件(同一九六)
- 貨税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成十八年度の初日から平成十九年二月二十八日までの輸入数量を告示(財務一〇〇)
- 平成十八年度の初日から平成十九年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示(同一一〇)
- 平成十八年度の初日から平成十九年二月二十八日までの豚肉等並びに生きてる豚及び豚肉等の輸入数量を告示(同一一〇)
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(厚生労働六一)

法務省

〔人事異動〕

〔国会事項〕

- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録事項の変更の届出があつた件(同一九六)
- 工事が完了した件(国土交通四〇四)

〔中央労働委一〕

- 中央卸売市場の卸業者が卸売の業務を廃止した件(農林水産三九四)
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関を登録した件(同一九五)

- 厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件(同一九三)
- 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する件(同一九四)

法務省

〔叙位・叙勳〕

〔皇室事項〕

- 農林水産省防災業務計画の修正要旨の公表について(農林水産省)
- 人事交流を希望する民間企業の公募(防衛省)

- 以下次のページへ続く

重度化対応加算等の経過措置の見直しに 係る諮問について

I これまでの経過

- 平成18年の介護報酬改定では、介護老人福祉施設等の入所者の重度化に対応し、夜間を含めた看護体制の強化や看取り体制を整備する観点から、重度化対応加算やこれを前提とする看取り介護加算等を創設したところである。

また、重度化対応加算の算定に当たっては、看護師の確保に要する期間を考慮して、平成19年3月末まで常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を設定したところである。

II 濟問の内容

(1) 基本的な考え方

- これらの加算を通じて、ほとんどの介護老人福祉施設等で看護体制の強化や看取り体制の整備が行われると期待していたが、常勤の看護職員を看護責任者とすることで足りるとする本経過措置の下でも、1／3以上の介護老人福祉施設で重度化対応加算が算定されていない状況にある。

(参考)

重度化対応加算の取得状況 63.8% (平成18年11月分)

- このような中で本経過措置が終了することとなれば、昨今の看護職員受給の逼迫とも相まって、重度化対応加算等が算定可能な介護老人福祉施設等はさらに減少し、看護体制の強化や看取り体制の整備は後退するおそれがあり。

(参考)

- ・(社) 全国老施協の調査によれば、平成18年度において、看護師について募集人数以下しか応募がなかった施設が約9割。
- ・また、平成18年度の三菱総研調査によれば、常勤看護師がいない施設は20%、常勤看護師が1名のみの施設は34%。

- 加えて、療養病床転換に伴う受け皿を広くしていく観点から、できるだけ多くの介護老人福祉施設等において「看護職員による24時間連絡体制」などの重度化対応が行われることが望ましい。
- 経過措置を延長したとしても、現時点でも当初想定したよりも重度化対応加算の取得率が低いことや、経過措置の延長により給付費が更に増加するわけではないことから、介護保険財政への影響は想定されない。

(参考)

報酬改定の検討時のデータでは、常勤看護師のいる施設は75%であったことから、75%程度の施設で算定されるものと想定していた。

- 以上のことから、介護老人福祉施設等における夜間を含めた看護体制の強化や看取り体制を整備していくために、本経過措置を平成20年3月末まで延長することとする。

(2) 具体的な改正内容

重度化対応加算の経過措置の延長

- 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設における重度化対応加算の算定に当たって、常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を平成20年3月31日まで延長することとする。

夜間看護体制加算の経過措置の延長

- 短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算の算定に当たって、常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を平成20年3月31日まで延長することとする。

(参考) 重度化対応加算等について

- 介護老人福祉施設等において、次の5つの要件を満たす場合に、入所者1名につき1日当たり10単位を加算するもの。

| | |
|----------|---|
| 重度化対応加算 | 介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 |
| 夜間看護体制加算 | 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 |

【重度化対応加算】 1日10単位加算

- ①常勤の看護師（平成19年3月までは常勤の看護職員）を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
- ②看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、入所者に対して、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- ③看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ④看取りに関する職員研修を行っていること。
- ⑤看取りのための個室を確保していること。

※「夜間看護体制加算」については、①・②の要件に加え、「重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。」でよい。

- また、重度化対応加算が算定されることが、介護老人福祉施設において看取り介護を行ったことを評価する「看取り介護加算」の算定条件となっている。
- 重度化対応加算の算定に当たっては、看護師の確保に要する期間を考慮して、平成19年3月末まで常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を設定。